

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成20年  
6月20日  
(金曜日)

## 目次

告示

山口県私立学校審議会の委員の定数に関する告示の一部改正(学事文書課)……………一

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………一

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………一

生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課)……………二

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)……………二

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課)……………二

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(三件)(道路建設課)……………三

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(二件)(都市計画課)……………六

道路の位置の指定(建築指導課)……………八

公告

介護サービス情報の調査の実施に関する事務を行わせる指定調査機関の指定(長寿社会課)……………八

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………三

農地保有合理化事業規程の変更の承認(農業経営課)……………三

土地改良事業の工事の完了の届出(農村整備課)……………四

公安委告示

警備員等の検定の実施……………四

### 山口県告示第三百五号

山口県私立学校審議会の委員の定数に関する告示(昭和二十五年山口県告示第百六十



四号)の一部を次のように改正し、平成二十年七月一日から施行する。

平成二十年六月二十日

山口県知事 二井 関成

「十四人」を「十三人」に改める。

### 山口県告示第三百六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十年六月二十日

山口県知事 二井 関成

名 医	称 療	所 機	在 在	地 地	廃 止 年 月 日
藤井内科小児科医院	療 科	山口市秋穂二島一八八八	在 在	地 地	平成二〇、三、三一
末富皮膚科医院	療 科	山陽小野田市日の出三丁目七番一七号	在 在	地 地	" " "
長崎歯科医院	療 科	山口市宮島町八番二二号	在 在	地 地	" " "
吉田歯科矯正歯科医院	療 科	岩国市岩国二丁目一七番一七号	在 在	地 地	" " "

### 山口県告示第三百七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年六月二十日

山口県知事 二井 関成

名 医	称 療	所 機	在 在	地 地	指 定 年 月 日
ひろなか内科循環器科	療 科	山口市阿知須四五二六の一	在 在	地 地	平成二〇、五、一
ますだ内科循環器科	療 科	" 秋穂二島一八八八	在 在	地 地	" " 四、一
末富皮膚科医院	療 科	山陽小野田市日の出三丁目七番一七号	在 在	地 地	" " "
長崎歯科医院	療 科	山口市宮島町八番二二号	在 在	地 地	" " "
吉田歯科矯正歯科医院	療 科	岩国市岩国二丁目一七番一七号	在 在	地 地	" " "

医療法人宝歯会小野田スマ  
イル歯科小児歯科医院  
クローバー薬局  
ゆうき薬局  
山口市阿知須一八九八の七  
山口市青柳一丁目三番一号  
" "  
" "  
" "

山口県告示第三百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成二十年六月二十日

山口県知事 二井 関 成

氏名	施 術 所	所在地	指 定 年 月 日
西郷 一伸	はぎや整骨院	萩市大字椿東二六一九の七	平成二〇、五、一二
鴨川 修	まごころ整骨院	周南市新地町一四番一号	" 四、一

山口県告示第三百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十年六月二十日

山口県知事 二井 関 成

氏名又は名 称	住所又は主たる事務所の所在地	名 称	所在地	事業の種類	廃止年月日
株式会社ダス キンセラ	光市浅江二丁目二番二二	訪問介護	下松市琴平町一丁目二番一	訪問介護	平成二〇、三、三一

山陽小野田市立山陽市民病 山陽小野田市大字厚狭五〇三 平成一九、一、三一

氏名又は名 称	住所又は主たる事務所の所在地	名 称	所在地	事業の種類	廃止年月日
株式会社ダス キンセラ	光市浅江二丁目二番二二	訪問介護	下松市琴平町一丁目二番一	介護予 防訪問 介護	平成二〇、三、三一

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

山口県告示第三百十号

平成二十年六月二十日

氏名又は名 称	住所又は主たる事務所の所在地	名 称	所在地	事業の種類	指 定 年 月 日
株式会社まごころ	山口市秋穂二島四三七の八	24時間介護サービスまごころ	山口市大内矢田九八の一	訪問介護	平成二〇、五、一
合同会社あすか	山陽小野田市大字厚狭五四七の四	ケアサービスあすか	山陽小野田市大字厚狭五四七の四	"	"
美祢市	美祢市大嶺町東分三二六の一	訪問看護ステーションみね	美祢市大嶺町東分一三三三の一	訪問看護	"
医療法人宝歯会かじわら歯科医院	北九州市若松区下原町一番一号	医療法人宝歯会小野田スマイル歯科小児科	山陽小野田市大字東高泊七八四	居宅療養管理指導	"
株式会社無尽蔵	光市浅江七丁目一七番七号	デイサービスセンターありがとう	下松市大字河内一九三三の二	通所介護	"
合資会社マザー	萩市大字土原三六〇の二	ひとやすみ	長門市西深川四二九の二	"	平成一〇、八、" "

山口県知事 二井 関 成

医療法人健仁 山陽小野田市 日の出三丁目七番二号

デイサービス センターこうよう紫苑

山陽小野田市 大字郡三三三三の七

認知症対応型通所介護 平成二〇、三、

医療法人社団 早川内科医院 大字小野田三九六六の三

認知症対応型通所介護なみ

山陽小野田市 大字小野田一四七の一三

平成二〇、五、

有限会社兼清メディカルサービス 光市浅江三丁目一番二五号

小規模多機能ケア兼清

光市大字浅江二四〇〇の四

平成二〇、四、

医療法人健仁 山陽小野田市 日の出三丁目七番二号

小規模多機能型居宅介護ことうよう紫苑

山陽小野田市 大字郡三三三三の七

平成二〇、三、

医療法人社団 早川内科医院 大字小野田三九六六の三

小規模多機能型居宅介護なみ

山陽小野田市 大字小野田一四七の一三

平成二〇、

有限会社兼清メディカルサービス 光市浅江三丁目一番二五号

小規模多機能型居宅介護なみ

光市大字浅江二四〇〇の四

平成二〇、四、

医療法人健仁 山陽小野田市 日の出三丁目七番二号

認知症対応型共同生活介護

山陽小野田市 大字小野田一四七の一三

平成二〇、五、

山口県告示第三百一十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年六月二十日

山口県知事 二井 関成

居宅介護支援事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業者の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
有限会社希	宇部市大字西万倉一〇七四の二	居宅介護支援事業所のぞみ	宇部市大字西万倉一〇七四の二	平成一八、三、一
社会福祉法人むべの里	大字東須恵三三〇の一	むべの里居宅介護支援事業所住	山陽小野田市住吉本町二丁目五番一二号	平成一七、五、

山口県告示第三百一十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年六月二十日

山口県知事 二井 関成

介護予防事業者の名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業者の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社まごころ	山口市秋穂二八四三七の八	24時間介護サービスまごころ	山口市大内矢田九八の一	介護予防訪問介護	平成二〇、五、一
医療法人樹一会	山口市秋穂二八四三七の八	山口病院訪問介護事業所	山口市大内矢田九八の一	介護予防訪問介護	平成一八、四、
株式会社無尽蔵	光市浅江七丁目一七番七号	デイサービスありがとう	下松市大字河内一九三三の	介護予防訪問介護	平成二〇、五、
合資会社マザー	萩市大字土原三六〇の二	ひとやすみ	長門市西深川四二九の二	介護予防訪問介護	平成一八、〇、
医療法人健仁	山陽小野田市日の出三丁目七番二号	デイサービスよう紫苑	山陽小野田市大字郡三三三三の七	介護予防訪問介護	平成二〇、三、
		小規模多機能型居宅介護ことうよう紫苑		介護予防訪問介護	
		グループブホー		介護予防訪問介護	

山口県告示第三百一十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の五第一項の規定によ

り、県道山口宇部線朝田IC高架橋(仮称)橋りょう整備工事(上部工)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年六月二十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 県道山口宇部線朝田IC高架橋(仮称)橋りょう整備工事(上部工)
- (一) 工事場所 山口市朝田字下山手から同市朝田字山崎までの間
- (二) 工事の概要

構 造	延 長	道 路 幅 員
鋼八径間連続桁形式橋りょう	三三二・〇メートル	七・〇(七・ハメートル) (車道三・五メートル)

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
    - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が鋼構造物工事のA等級であること。
    - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(鋼構造物工事業に係るものに限る。))を受けていること。
    - 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
  - (二) 共同企業体の代表者の平成二十年六月十九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(鋼橋上部工事の数値が千百以上であること。
  - (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼橋上部工事の数値が九百以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。))を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法  
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

- (三) 申請書等の提出場所

山口土木建築事務所 山口市神田町六番一〇号

- (四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十年六月二十日から同年七月十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年七月三十日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口土木建築事務所(電話〇八三一九二一一〇七〇)にすること。

山口県告示第三百十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、一般国道四九〇号道路改良(長登トンネル)工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。))及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年六月二十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 一般国道四九〇号道路改良(長登トンネル)工事

(一) 工事場所 美祢市美東町長登字打ヶ迫から同市美東町長登字東吹屋までの間

(一) 工事の概要

工法	延長	道路幅員
ナトム工法	五七八メートル	九・五メートル(車道七・〇メートル)

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
  - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
  - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。))を受けていること。
  - 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成二十年六月十九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(土木一式工事の数値が九百五十以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が九百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
  - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。
  - 1 共同企業体協定書の写し
  - 2 総合評定値通知書の写し
  - 3 特定建設業の許可通知書の写し
  - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(二) 申請書等の提出場所

美祢土木事務所 美祢市大嶺町東分三四九番地の五  
申請書等の提出期間及び時間

平成二十年六月二十日から同年七月十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年七月三十日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、美祢土木事務所(電話〇八三七―五二―一〇五)にすること。

山口県告示第三百十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、一般国道四九一号赤滝大橋(仮称)橋りょう整備工事(上部工)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)(及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等)について次のとおり定めた。

平成二十年六月二十日

山口県知事 二井 関成

一 一般国道四九一号赤滝大橋(仮称)橋りょう整備工事(上部工)

- (一) 工事場所 長門市油谷河原字表方から同市油谷河原字東礪までの間

(二) 工事の概要

構	造	延長	道路幅員
鋼単純トラスドラングー桁形式橋りょう		二二〇・〇メートル	七・七五メートル(車道六・〇メートル)

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
    - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が鋼構造物工事のA等級であること。
    - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(鋼構造物工事業に係るものに限る。)(を受けていること。
    - 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
  - (二) 共同企業体の代表者の平成二十年六月十九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(の鋼橋上部工事の数値が千百以上であること。
  - (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼橋上部工事の数値が九百以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
    - 1 共同企業体協定書の写し
    - 2 総合評定値通知書の写し
    - 3 特定建設業の許可通知書の写し
    - 4 委任状
  - (二) 申請書等の提出方法
 

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
  - (三) 申請書等の提出場所
 

長門土木建築事務所 長門市東深川一八七五番地の一
  - (四) 申請書等の提出期間及び時間
 

平成二十年六月二十日から同年七月十一日までの午前九時から午後四時三十分まで
  - (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

平成二十年七月三十日までに発送する。  
その他

この審査についての問合せは、長門土木建築事務所(電話〇八三七―二二―二九二〇)にすること。

### 山口県告示第三百十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、宇部都市計画道路一・四・二宇部湾岸線助田高架橋(仮称)橋りょう整備工事(上部工第五区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)(及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年六月二十日

山口県知事 二井 関成

一 宇部都市計画道路一・四・二宇部湾岸線助田高架橋(仮称)橋りょう整備工事(上部工第五区)

- (一) 工事場所 宇部市西中町及び助田町地内
- (二) 工事の概要

構 造	延 長	道 路 幅 員
鋼四径間連続箱桁形式橋りょう	二二六・〇メートル	一五・三メートル (車道七・〇メートル)

### 二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)(とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
  - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が鋼構造物工事のA等級であること。
  - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(鋼構造物工事業に係るものに限る。)(を受けているこ

と。

- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成二十年六月十九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(鋼橋上部工の数が千百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼橋上部工の数が九百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

- 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。
- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所 宇部市港町一丁目五番七号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十年六月二十日から同年七月十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年七月三十日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所(電話〇八三六一二一一三三四五)にすること。

山口県告示第三百十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定によ

り、宇部都市計画道路一・四・二宇部湾岸線助田高架橋(仮称)橋りょう整備工事(上部工第六工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)(及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年六月二十日

山口県知事 二井 関成

- 一 宇部都市計画道路一・四・二宇部湾岸線助田高架橋(仮称)橋りょう整備工事(上部工第六工区)
- (一) 工事場所 宇部市西中町及び助田町地内
- (二) 工事の概要

構	造	延	長	道	路	幅	員
鋼四径間連続箱桁形式橋りょう		二二六・〇メートル		一五・三メートル			
				車道七・〇メートル			

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)(とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が鋼構造物工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(鋼構造物工事業に係るものに限る。)(を受けていること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の平成二十年六月十九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(の鋼橋上部工の数が千百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼橋上部工の数が九百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等  
 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評価値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法  
 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

(四) 山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所 宇部市港町一丁目五番七号

申請書等の提出期間及び時間

平成二十年六月二十日から同年七月十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年七月三十日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所(電話〇八三六―二一―三三四五)にすること。

### 山口県告示第三百十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第一百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備付けて縦覧に供する。

平成二十年六月二十日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地	幅員(メートル)	延長(メートル)	道路の敷地となる土地の面積(平方メートル)
--------	----------	----------	-----------------------

山陽小野田市大字郡字狭間三八五七の五、三八五八の六及び三八五八の六地

四・〇 二〇・六 二二五・八〇



(二六〇) 介護サービス情報の調査の実施に関する事務を行わせる指定調査機関の指定  
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の三十第一項の規定により、指定調査機関を次のとおり指定しました。

平成二十年六月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 指定調査機関の名称及び住所

社会福祉法人山口県社会福祉協議会

山口市大手町九番六号

二 調査事務を行う事務所の所在地

山口市大手町九番六号

三 調査を行う介護サービスの種類

短期入所生活介護

一 指定調査機関の名称及び住所

社会福祉法人山口県社会福祉協議会

山口市大手町九番六号

二 調査事務を行う事務所の所在地

山口市大手町九番六号

三 調査を行う介護サービスの種類

短期入所療養介護

一 指定調査機関の名称及び住所

社会福祉法人山口県社会福祉協議会

山口市大手町九番六号

二 調査事務を行う事務所の所在地



三 山口市大手町九番六号  
調査を行う介護サービスの種類  
特定福祉用具販売

一 指定調査機関の名称及び住所  
社会福祉法人山口県社会福祉協議会  
山口市大手町九番六号  
二 調査事務を行う事務所の所在地  
山口市大手町九番六号  
三 調査を行う介護サービスの種類  
認知症対応型通所介護

一 指定調査機関の名称及び住所  
社会福祉法人山口県社会福祉協議会  
山口市大手町九番六号  
二 調査事務を行う事務所の所在地  
山口市大手町九番六号  
三 調査を行う介護サービスの種類  
地域密着型特定施設入居者生活介護

一 指定調査機関の名称及び住所  
社会福祉法人山口県社会福祉協議会  
山口市大手町九番六号  
二 調査事務を行う事務所の所在地  
山口市大手町九番六号  
三 調査を行う介護サービスの種類  
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

一 指定調査機関の名称及び住所  
社会福祉法人山口県社会福祉協議会  
山口市大手町九番六号

二 調査事務を行う事務所の所在地  
山口市大手町九番六号  
三 調査を行う介護サービスの種類  
介護予防訪問介護

一 指定調査機関の名称及び住所  
社会福祉法人山口県社会福祉協議会  
山口市大手町九番六号  
二 調査事務を行う事務所の所在地  
山口市大手町九番六号  
三 調査を行う介護サービスの種類  
介護予防訪問入浴介護

一 指定調査機関の名称及び住所  
社会福祉法人山口県社会福祉協議会  
山口市大手町九番六号  
二 調査事務を行う事務所の所在地  
山口市大手町九番六号  
三 調査を行う介護サービスの種類  
介護予防訪問看護

一 指定調査機関の名称及び住所  
社会福祉法人山口県社会福祉協議会  
山口市大手町九番六号  
二 調査事務を行う事務所の所在地  
山口市大手町九番六号  
三 調査を行う介護サービスの種類  
介護予防訪問リハビリテーション

一 指定調査機関の名称及び住所  
社会福祉法人山口県社会福祉協議会

- 一 指定調査機関の名称及び住所  
社会福祉法人山口県社会福祉協議会  
山口市大手町九番六号
  - 二 調査事務所を行う事務所の所在地  
山口市大手町九番六号
  - 三 調査を行う介護サービスの種類  
介護予防通所介護
- 
- 一 指定調査機関の名称及び住所  
社会福祉法人山口県社会福祉協議会  
山口市大手町九番六号
  - 二 調査事務所を行う事務所の所在地  
山口市大手町九番六号
  - 三 調査を行う介護サービスの種類  
介護予防短期入所生活介護
- 
- 一 指定調査機関の名称及び住所  
社会福祉法人山口県社会福祉協議会  
山口市大手町九番六号
  - 二 調査事務所を行う事務所の所在地  
山口市大手町九番六号
  - 三 調査を行う介護サービスの種類  
介護予防短期入所療養介護
- 
- 一 指定調査機関の名称及び住所

- 一 指定調査機関の名称及び住所  
社会福祉法人山口県社会福祉協議会  
山口市大手町九番六号
  - 二 調査事務所を行う事務所の所在地  
山口市大手町九番六号
  - 三 調査を行う介護サービスの種類  
介護予防特定施設入居者生活介護
- 
- 一 指定調査機関の名称及び住所  
社会福祉法人山口県社会福祉協議会  
山口市大手町九番六号
  - 二 調査事務所を行う事務所の所在地  
山口市大手町九番六号
  - 三 調査を行う介護サービスの種類  
介護予防福祉用具貸与
- 
- 一 指定調査機関の名称及び住所  
社会福祉法人山口県社会福祉協議会  
山口市大手町九番六号
  - 二 調査事務所を行う事務所の所在地  
山口市大手町九番六号
  - 三 調査を行う介護サービスの種類  
介護予防認知症対応型通所介護

- 一 指定調査機関の名称及び住所  
特定非営利活動法人やまぐち介護サービス評価調査ネットワーク  
山口市宮野上一六三の一
- 二 調査事務を行う事務所の所在地  
山口市宮野上一六三の一
- 三 調査を行う介護サービスの種類  
短期入所生活介護

- 一 指定調査機関の名称及び住所  
特定非営利活動法人やまぐち介護サービス評価調査ネットワーク  
山口市宮野上一六三の一
- 二 調査事務を行う事務所の所在地  
山口市宮野上一六三の一
- 三 調査を行う介護サービスの種類  
短期入所療養介護

- 一 指定調査機関の名称及び住所  
特定非営利活動法人やまぐち介護サービス評価調査ネットワーク  
山口市宮野上一六三の一
- 二 調査事務を行う事務所の所在地  
山口市宮野上一六三の一
- 三 調査を行う介護サービスの種類  
特定福祉用具販売

- 一 指定調査機関の名称及び住所  
特定非営利活動法人やまぐち介護サービス評価調査ネットワーク  
山口市宮野上一六三の一
- 二 調査事務を行う事務所の所在地  
山口市宮野上一六三の一
- 三 調査を行う介護サービスの種類  
認知症対応型通所介護

- 一 指定調査機関の名称及び住所  
特定非営利活動法人やまぐち介護サービス評価調査ネットワーク  
山口市宮野上一六三の一
- 二 調査事務を行う事務所の所在地  
山口市宮野上一六三の一
- 三 調査を行う介護サービスの種類  
地域密着型特定施設入居者生活介護

- 一 指定調査機関の名称及び住所  
特定非営利活動法人やまぐち介護サービス評価調査ネットワーク  
山口市宮野上一六三の一
- 二 調査事務を行う事務所の所在地  
山口市宮野上一六三の一
- 三 調査を行う介護サービスの種類  
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- 一 指定調査機関の名称及び住所  
特定非営利活動法人やまぐち介護サービス評価調査ネットワーク  
山口市宮野上一六三の一
- 二 調査事務を行う事務所の所在地  
山口市宮野上一六三の一
- 三 調査を行う介護サービスの種類  
介護予防訪問介護

- 一 指定調査機関の名称及び住所  
特定非営利活動法人やまぐち介護サービス評価調査ネットワーク  
山口市宮野上一六三の一
- 二 調査事務を行う事務所の所在地  
山口市宮野上一六三の一
- 三 調査を行う介護サービスの種類  
介護予防訪問入浴介護

- 一 指定調査機関の名称及び住所  
特定非営利活動法人やまぐち介護サービス評価調査ネットワーク  
山口市宮野上一六三の一
- 二 調査事務を行う事務所の所在地  
山口市宮野上一六三の一
- 三 調査を行う介護サービスの種類  
介護予防訪問看護

- 一 指定調査機関の名称及び住所  
特定非営利活動法人やまぐち介護サービス評価調査ネットワーク  
山口市宮野上一六三の一
- 二 調査事務を行う事務所の所在地  
山口市宮野上一六三の一
- 三 調査を行う介護サービスの種類  
介護予防訪問リハビリテーション

- 一 指定調査機関の名称及び住所  
特定非営利活動法人やまぐち介護サービス評価調査ネットワーク  
山口市宮野上一六三の一
- 二 調査事務を行う事務所の所在地  
山口市宮野上一六三の一
- 三 調査を行う介護サービスの種類  
介護予防通所介護

- 一 指定調査機関の名称及び住所  
特定非営利活動法人やまぐち介護サービス評価調査ネットワーク  
山口市宮野上一六三の一
- 二 調査事務を行う事務所の所在地  
山口市宮野上一六三の一
- 三 調査を行う介護サービスの種類  
介護予防通所リハビリテーション

- 一 指定調査機関の名称及び住所  
特定非営利活動法人やまぐち介護サービス評価調査ネットワーク  
山口市宮野上一六三の一
- 二 調査事務を行う事務所の所在地  
山口市宮野上一六三の一
- 三 調査を行う介護サービスの種類  
介護予防短期入所生活介護

- 一 指定調査機関の名称及び住所  
特定非営利活動法人やまぐち介護サービス評価調査ネットワーク  
山口市宮野上一六三の一
- 二 調査事務を行う事務所の所在地  
山口市宮野上一六三の一
- 三 調査を行う介護サービスの種類  
介護予防短期入所療養介護

- 一 指定調査機関の名称及び住所  
特定非営利活動法人やまぐち介護サービス評価調査ネットワーク  
山口市宮野上一六三の一
- 二 調査事務を行う事務所の所在地  
山口市宮野上一六三の一
- 三 調査を行う介護サービスの種類  
介護予防特定施設入居者生活介護

- 一 指定調査機関の名称及び住所  
特定非営利活動法人やまぐち介護サービス評価調査ネットワーク  
山口市宮野上一六三の一
- 二 調査事務を行う事務所の所在地  
山口市宮野上一六三の一
- 三 調査を行う介護サービスの種類  
介護予防福祉用具貸与

- 一 指定調査機関の名称及び住所  
特定非営利活動法人やまぐち介護サービス評価調査ネットワーク  
山口市宮野上一六三の一
- 二 調査事務を行う事務所の所在地  
山口市宮野上一六三の一
- 三 調査を行う介護サービスの種類  
特定介護予防福祉用具販売

- 一 指定調査機関の名称及び住所  
特定非営利活動法人やまぐち介護サービス評価調査ネットワーク  
山口市宮野上一六三の一
- 二 調査事務を行う事務所の所在地  
山口市宮野上一六三の一
- 三 調査を行う介護サービスの種類  
介護予防認知症対応型通所介護

(二六二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出は、平成二十年六月二十日から同年十月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。  
平成二十年六月二十日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 宇部井筒屋  
所在地 宇部市常盤町一丁目六番三〇号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 所 代表者の氏名  
株式会社山口井筒屋 山口市中市町三番三号 河内 一彦
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を 設置する者の名称	株式会社宇部井筒屋	株式会社山口井筒屋
大規模小売店舗を 設置する者の住所	宇部市常盤町一丁目 六番三〇号	山口市中市町三番三 号
大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	福田 為之	河内 一彦
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称	株式会社宇部井筒屋	株式会社山口井筒屋
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	宇部市常盤町一丁目 六番三〇号	山口市中市町三番三 号
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	福田 為之	河内 一彦

- 四 届出年月日  
平成二十年六月六日
- 五 変更年月日  
平成二十年五月二十二日

(二六二) 農地保有合理化事業規程の変更の承認  
農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項の規定によ  
り、農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認しました。  
平成二十年六月二十日

- 一 農地保有合理化法人の主たる事務所の所在地及び名称  
下関市南部町一番一号  
下関市 山口県知事 二井 関成
- 二 農地保有合理化事業の種類  
(一) 農地売買等事業  
(二) 研修等事業

(二六三) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成二十年六月二十日

山口県知事 二井 関 成

土地改良事業を行つた者の名称又は氏名

事業の名称 工事着手時期 工事完了時期

萩市

むつみ地区 平成一七、一、五 平成二〇、三、一七

用排水施設の改修

むつみ地区 " " " " 二四

農道の整備

古檀地区 平成一六、一、一、九 平成一九、一、一、一五

ため池の整備



山口県公安委員会告示第二十四号

警備業法(昭和四十七年法律第一百七号)第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十年六月二十日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員

交通誘導警備業務 二級 二十名

二 検定の日時及び場所

日 時 場 所

平成二〇、九、二〇 午前九時から午後五時

時 まで 山口市仁保下郷一四五九番地

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十年七月二十八日(月曜日)から同年八月一日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで  
なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

- 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面
- 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万四千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄にはること。この収入証紙には消印をしないこと。

八 受験票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 警笛は、受検当日各自持参すること。

(二) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(三) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇内線三〇一八)にすること。

平成二十年六月二十日印刷

発行人

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)